国立大学法人室蘭工業大学 令和2年度契約監視委員会 議事概要

1. 日時:令和3年1月7日(木) 15:00~16:00

2. 場所:室蘭工業大学 本部棟大会議室

3. 出席者

(委員)

委員長 増江 亜佐緒 (国立大学法人室蘭工業大学 監事)

委員 髙橋 信夫(国立大学法人室蘭工業大学 監事)

委員 安藤 俊典(安藤公認会計士事務所 公認会計士)

(説明者)

経理課長、調達係長

(進行役)

監査室長

(陪席・記録者)

監査室副室長

4. 審議事項

審議事項1 競争性のない随意契約における契約事由の妥当性について

審議事項2 競争入札のうち一者応札であった入札の競争性確保の妥当性について

5. 審議対象

審議対象契約案件は、契約金額が500万円以上の契約の中から委員長が選定した。 対象期間は、平成31年4月1日~令和2年3月31日。

6. 委員会による意見まとめ

教員から提出された機種選定理由書をもとに行う契約では、理由書に「研究上の必要性能とその理由」が明確に記されていることが重要である。場合によっては、専門的観点から、その適切性をチェックできる仕組みが必要になると思われる。

7. 委員からの質問・意見、それに対する回答等を【Q】と表記する。 経理課担当者回答を【A】と表記する。

審議事項1 競争性のない随意契約における契約事由の妥当性について

対象契約件名: シールドルームテントタイプ 一式

- ※当契約は、製造業者からの直接販売証明書をもって一社契約とし、その製造業者の参考見積書の金額を予定価格の算出根拠とした。
- 【Q】随意契約理由書は、機器の研究上必要な機能・性能説明が不足しており、当該機種 を特定する根拠が不十分ではないか。
- 【A】教員から提出された機種選定理由書に示された機器の研究的要件について、6社の製品を調査・比較検討した結果、要件を充たすものはこの製品のみであり、かつ、直接販売証明書のとおり製造業者直販のみの対応だったので、競争を要しない随意契約とした。

- 【Q】機種選定理由書には、機器の要求仕様についての研究上の必要理由が記載されていないため、なぜこの機種に限定されるのかわからない。機種選定についてのチェックはないのか。
- 【A】本学では、大型設備等調達規程により、予定価格 1,000 万円を超える調達については、仕様策定委員会において要求者以外の専門的知識をもった教員が加わり研究上必要な機能及び性能等について調査・検討をすることとしているが、1,000 万円以下のものについては、そのような手続きは不要である。

審議事項2 競争入札のうち一者応札であった入札の競争性確保の妥当性について

- 対象契約件名:米国 キーサイト・テクノロジー社製 電波環境測定システム 一式 ※当契約は、納入実績による積算と応札業者からの参考見積書の積算を比較検討し、予 定価格の算出根拠とした。
- 【Q】応札業者から提出された納入証明書(証明者:同製造業者)によると、本製品が応札業者しか販売できない内容の記述となっているが、一般競争入札手続き前には分からなかったのか。
- 【A】一般競争入札手続き前に同製造業者製品の販売代理店を調査し、複数社を確認しため一般競争入札に付した。当製品についての納入業者限定については、当納入証明書により知ったところである。
- 【Q】S大学納入実績は、購入予定製品と同一製品か。
- 【A】同一製品ではない。通常は、製造業者が製品毎に流通ルートを変えることはないので、同製造業者製品の納入実績を製品流通の参考とした。
- 【Q】S大学への納入実績照会は、同製造業者製品の値引き率を算出するためか。
- 【A】そのとおりである。
- 【Q】S大学以外の納入実績はあったのか。
- 【A】2大学あった。
- 【Q】 製品を指定して購入しようとする場合、一社随意契約にはできないのか。
- 【A】流通ルートが複数ある場合、代理店により値引き率が異なる場合があるので、一般 競争入札に付す。

以上の審議を終えて閉会した。